

# 飲酒運転根絶宣言店を募集しています

あらまし

飲酒運転根絶を宣言する飲食店を登録しています。  
登録されると、次のような特典があります。

- 登録証、ステッカー、コースターを無料で郵送
- 商号、所在地等を岡山県HPに掲載

登録無料

登録の対象は

岡山県内で営業している酒類提供飲食店

※ 店舗の形態にかかわらず店内で酒類を提供する場合であれば対象となります。

例) バー、スナック、居酒屋、ラーメン屋、お好み焼き屋、ファミリーレストラン など

宣言する事項は

飲酒運転の根絶を目指すため

- 来店者に自動車等で来たかどうか来店方法を確認します。
- 自動車等を運転する予定のある来店者には、酒類を提供しません。 を宣言



登録の申請方法は

- 裏面の申請書をくらし安全安心課まで郵送又はFAX  
もしくは
- 岡山県のホームページから申請書をダウンロードし、  
メールにて申込

申請(問い合わせ)先

岡山県県民生活部くらし安全安心課交通安全班

住所：〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4-6

TEL：086-226-7292

FAX：086-225-9151

Email：anzenanshin@pref.okayama.lg.jp



ご応募お待ちしています

登録証

登録番号（ ）

飲酒運転根絶宣言店登録証

所在地  
飲食店名

様

貴店は、飲酒運転の根絶を目指し、次の宣言  
を実践する「飲酒運転根絶宣言店」であることを  
証します。

- 宣 言
- 一、来店者に自動車等で来たかどうか来店方法  
を確認します。
  - 一、自動車等を運転する予定のある来店者には、  
酒類を提供しません。

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事 伊原木 隆太

岡山県警察本部長 桐原 弘毅

この登録証は、来店者に見えやすい  
場所に掲示すること